平成２２年（フ）第１４２号
埼玉県三郷市戸ケ崎2095番地１
債務者　峯岸　正一
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
埼玉県三郷市戸ケ崎2095番地１
債務者　竹中　良子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
埼玉県八潮市八潮８丁目19番地１　メゾンパステル203
債務者　張山　孝子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
埼玉県草加市氷川町798番地１　Ｆ．Ｉ．Ｓ．草加、前住所埼玉県三郷市三郷１丁目11番地14　ルシエール三郷103
債務者　阿部　　俊
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３号
千葉県旭市南堀之内274番地
債務者　山﨑　敏夫
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１５８号
新潟県新潟市江南区亀田水道町５丁目６番61号
債務者　小池　正子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０号
長崎県長崎市戸町４丁目１番９号　岩口ビル２Ｆ、旧住所長崎県西彼杵郡時津町左底郷1282番地１
債務者　中谷　敦子（旧姓坂井）
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９６号
長崎県長崎市平和町20番18号　折田ビル301号
債務者　井手　瑶子
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
長崎県長崎市西山１丁目９番30号
債務者　犬塚　紀子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
札幌市中央区南７条西11丁目１番12号　コアライズ参番館203号
債務者　相川健一郎
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６１号
札幌市白石区菊水元町７条４丁目６番５―203号、申立時の住所札幌市白石区菊水元町９条１丁目６番15―103号
債務者　山口奈都未（旧姓前川）
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４８号
札幌市中央区南11条西６丁目２番16―1206号
債務者　佐藤　勝史
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６２号
札幌市東区北36条東17丁目１番38―601号
債務者　長谷川律子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３８号
札幌市清田区里塚３条３丁目９番１号
債務者　木村千佳子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１７号
札幌市北区新琴似６条17丁目２番７号
債務者　佐久間千春
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２３号
北海道恵庭市泉町10番地　エル・イデオ泉町Ｂ102号
債務者　山崎　一樹
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７５号
札幌市南区南沢３条３丁目３番25号
債務者　土田　幹夫
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部